



2023年4月27日

各 位

上場会社名	北海道電力株式会社
代表者	代表取締役 社長執行役員 藤井 裕
(コード番号)	9509 東証プライム・札証)
問合せ先責任者	経営企画室経営戦略グループリーダー 鈴木 啓路
(TEL)	011-251-1111)

B種優先株式に係る投資契約書の一部変更に関するお知らせ

当社は、2018年4月27日付「第三者割当によるB種優先株式発行、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少、A種優先株式の取得及び消却並びに定款の一部変更に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、株式会社日本政策投資銀行（以下「日本政策投資銀行」という。）及び株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」という。）を引受人とするB種優先株式の発行に関し、同日付で各引受人との間で投資契約書（以下「本投資契約」という。）を締結し、同年7月31日付で払込手続を完了しておりました。

本日、各引受人との間で、本投資契約の内容を一部変更する変更覚書（以下「本覚書」という。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の経緯

当社は、2014年7月に財務体質の改善を目的に日本政策投資銀行を割当先として1株あたりの発行価額1億円のA種優先株式を500株（総額500億円）発行し、2016年5月にそのうち30株を一部取得及び消却したのち、2018年7月には自己資本の維持及び優先配当負担の軽減を目的に当該A種優先株式の置換えとして日本政策投資銀行及びみずほ銀行を割当先とする本B種優先株式を発行いたしました。

その後、全社を挙げて収益拡大や費用低減などの経営基盤強化に取り組み、連結自己資本比率は2014年3月末の7.6%から2022年3月末には13.7%まで、単体の自己資本比率は2014年3月末の5.4%から2022年3月末には12.5%まで改善しました。しかしながら、足元は燃料価格や卸電力市場価格の高騰及び円安の進行などから電力供給コストが電気料金収入を大きく上回る状態が続いており、2023年3月期は221億円の連結当期純損失となり、2023年3月末の連結自己資本比率は、前期末に比べ2ポイント減少し11.7%となりました。なお、2023年度以降については、2023年1月に申請した規制料金改定をはじめとした小売料金の見直しにより、電力供給コストが電気料金収入を上回る状態は改善され、財務基盤の回復が進展するものと考えております。

一方で、持続的な競争優位性を確保しつつ、電力の安定供給を続けていくにあたり、泊発電所の安

全対策工事や、老朽化が進んでいる発電・流通設備の経年化対策工事等の設備投資が今後増加していきます。加えて、「ほくでんグループ経営ビジョン 2030」において 2030 年度までに発電部門からの CO2 排出量を 2013 年度比で 50%以上低減する環境目標を掲げており、2050 年の北海道における「エネルギー全体のカーボンニュートラル」の実現に向けた設備投資や事業投資も、積極的に行っていきます。そのため、これらの投資資金の安定的な調達を可能とする財務基盤の維持・強化が必要と考えております。

このような状況の下、2023 年 8 月 1 日以降には本 B 種優先株主による金銭を対価とする取得請求権が行使可能となることから、本 B 種優先株式の取扱いについて検討を進めてまいりましたが、①当社財務状況に鑑み、引き続き負債金額を抑制し自己資本を維持することが必要と判断したこと、②普通株式の公募増資・第三者割当増資等の手段では普通株式の希薄化が生じるところ、本 B 種優先株式は普通株式を対価とする取得条項及び取得請求権が付されておらず、希薄化を発生させないこと、③新たに優先株式を発行することに伴う諸費用を削減できること等を考慮し、下記 2. のとおり、本 B 種優先株式の取得請求権の行使可能開始時期を発行日から 10 年経過後（2028 年 8 月 1 日以降）へ延長することを各引受人と合意しました。

2. 変更の概要

本 B 種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、本 B 種優先株主は、金銭を対価として本 B 種優先株式の全部又は一部を取得することを当社に請求できます。当社は、各引受人との間の本投資契約において、かかる取得請求権の行使可能開始時期を本 B 種優先株式の発行日から 5 年経過後（2023 年 8 月 1 日以降）と定めておりましたが、本覚書により、かかる期間を本 B 種優先株式の発行日から 10 年経過後（2028 年 8 月 1 日以降）へ延長することを合意しました。本 B 種優先株式の具体的な内容については、以下の【参考】本 B 種優先株式の概要並びに 2018 年 4 月 27 日付「第三者割当による B 種優先株式発行、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少、A 種優先株式の取得及び消却並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 今後の見通し

本覚書の締結による業績への直接的な影響はございません。本 B 種優先株式の取得請求権の行使可能開始時期の延長によって、自己資本を維持することにより、長期的かつ安定的な財務基盤の構築を図ることが可能となります。なお、今後の業績予想については、本日付で公表の「2023 年 3 月期 決算短信」にて記載しております 2024 年 3 月期の連結業績予想をご参照ください。

【参考】

B 種優先株式発行の概要（注 1）

名称	北海道電力株式会社 B 種優先株式
払込期日（発行日）	2018 年 7 月 31 日
発行株式数	470 株

発行価額（払込金額）	1株につき100,000,000円
調達資金の額	47,000,000,000円
優先配当金	1株につき3,000,000円
募集又は配当方法	第三者割当の方法により割り当てる。
割当先	日本政策投資銀行 400株 みずほ銀行 70株

本B種優先株式の主な特徴は、以下のとおりです。

a. 配当金

本B種優先株主は、普通株主に対して優先して配当を受け取ることができます。ある事業年度において本B種優先株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。本B種優先株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

b. 金銭を対価とする取得条項

本B種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は2018年8月1日以降いつでも、当社取締役会が別に定める日に、金銭を対価として本B種優先株式の全部又は一部を取得することができます。

この対価となる金銭は、本B種優先株式1株に対して、100,000,000円に経過配当相当額及び累積未払配当金の額（但し、本B種優先株式の発行要項に従って計算される。）を加えた額となります。

c. 金銭を対価とする取得請求権

本B種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されており、本B種優先株主は、金銭を対価として本B種優先株式の全部又は一部を取得することを当社に請求できます。この対価となる金銭は、本B種優先株式1株に対して、100,000,000円に経過配当相当額及び累積未払配当金の額（但し、本B種優先株式の発行要項に従って計算される。）を加えた額となります。

当社は、それぞれの割当先と2018年4月27日付で締結した各投資契約書（以下「投資契約」という。）において、割当先との間で、かかる取得請求権は、下記のいずれかの事由に該当しない限り行使することができない旨、合意しております。

(i) 本B種優先株式の発行日から5年が経過した場合（注2）

(ii) 当社が投資契約に定める義務に違反した場合（但し、軽微な違反を除く。）又は投資契約に基づき表明及び保証した事項のいずれかが真実又は正確でなかった場合（但し、軽微な点で真実かつ正確でない場合を除く。）

(iii) 当社の各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日における当社の単体の純資産の部の金額が、当該各事業年度及び各第2四半期会計期間の末日現在の発行済みで当社が未取得の本B種優先株式に係る払込金額の総額を下回った場合

d. 議決権・種類株主総会における決議

本B種優先株主は、株主総会において議決権を有しません。また、当社が会社法第322条1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、本B種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しません。

e. 譲渡制限

当社は、各投資契約において、割当先との間で、金銭を対価とする取得請求権の行使が可能となるまでの間は、当社の事前の承諾無く本B種優先株式の全部又は一部の譲渡ができない旨、合意しております。

(注1) 本B種優先株式の詳細につきましては、2018年4月27日付「第三者割当によるB種優先株式発行、株式の発行と同時の資本金の額及び資本準備金の額の減少、A種優先株式の取得及び消却並びに定款の一部変更に関するお知らせ」をご参照ください。

(注2) 本覚書により「本B種優先株式の発行日から10年が経過した場合」に延長することを合意しました。

以 上